適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
法人税法施行令　第　条の　第　項、第　条の　第　項
租税特別措置法　第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項
第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項
附則　第　条　第　項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
添付書類		

（その他要記載事項）

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（規格A4）

06.06 改正

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第４号）による改正前の法人税法第 53 条第５項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第 57 条の５第 13 項及び同法第 57 条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第 31 条第３項、第 32 条第３項及び第 52 条第７項並びに法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の２第３項及び第 139 条の４第８項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、必要事項を記載して提出してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５７の５⑬	２１の１２②
３２③	２１の３	５７の６⑨	２１の１３
４２⑦	２４の３	５７の８⑩	２１の１４②
４４⑤	２４の６	５８⑨	２１の１５⑦
４５⑦	２４の７		
４７⑦	２４の８		
４８⑦	２４の１０		
４９⑤	２４の１２		
５０⑥	２５		
５２⑦	２５の６		
５３⑤(注１)	２５の８(注２)		
法令１３３の２③	２７の１８		
１３９の４⑧	２８の３		

(注１)所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第４号）による改正前の法
(注２)法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 13 号）による改正前の法人税法施行規則

2　この届出書は､適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(2)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。